

国不収第133号の115
令和5年8月31日

審査請求人
遠藤 保男 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

執行停止申立てに対する決定について（通知）

令和5年7月10日付けをもって執行停止申立てのあった二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に係る土地収用事件に関する権利取得裁決及び明渡裁決については、別添決定書に記載の理由により、その執行を停止しないこととしたので、通知します。

決 定 書

申立人

神奈川県横浜市港北区下田町 6-2-28

遠藤 保男

上記申立人から令和5年7月10日付けでなされた執行停止の申立て（以下「本件申立て」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第25条第7項の規定に基づき、次のとおり決定する。

なお、この決定の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として提起することができる。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができない。

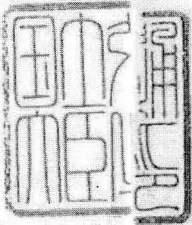
主 文

執行停止をしない。

事 実

申立人は、起業者である長崎県及び佐世保市（以下「起業者」という。）の二級河川川棚川水系石木ダム建設工事並びにこれに伴う県道、町道及び農業用道路付替工事に関し、長崎県収用委員会がした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）の取消しを求めて令和元年7月3日付けで別途審査請求をし、令和5年7月10日付けで本件申立てをした。

理 由



申立人は「2023年2月ごろから長崎県は、「起業者が収用地内で工事等を行うときは、覚書（以下「本件覚書」という。）に基づいて、被収用地権者の了解を得るべく話し合い（＝協議）をする」ことなしに収用地内での工事を始めている。」旨、「収用地内での工事によって、田畑への給水溝の破壊、農地への土砂埋立、イノシシ防除柵の破壊などで、被収用地権者の半農半Xの生活基盤が壊される事態に至っている。」旨、「「石木ダムには必要性があるのかないのか」＝「石木ダムに生活基盤譲る必要性があるのかないのか」を中心に据えた「本件裁決撤回を求める審査請求」が現在なされていて、審査庁である国土交通大臣の判断が下されていない。このような現状においては、すくなくとも、「本件裁決撤回を求める審査請求」の決定が出されるまでは収用地内での工事継続の差止めを求める」旨を申立てしている。

本件申立てについて判断するに、本件裁決のうち、土地収用法（昭和26年法律第219号）第48条の規定による権利取得裁決とは、権利取得裁決に定められた時期において土地に関する権利が変動するという観念的な効力を有するにすぎないことから、権利取得裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められない。また、本件裁決のうち、同法第49条の規定による明渡裁決とは、その相手方に対し、裁決に定められた時期までに裁決の対象たる物件の移転義務等を課すのみであり、それ自体として執行力を有するものではなく、その執行は、明渡裁決の存在を前提として行われる同法第102条の2の規定に基づく代行又は代執行によってなされるものであることから、明渡裁決により回復困難な重大な損害が生ずるとは認められない。よって、申立人が主張する起業者との覚書及び収用地内での工事は、本件裁決とは関係のないものである。

次に、「収用地内での工事によって、田畑への給水溝の破壊、農地への土砂埋立、

イノシシ防除柵の破壊などで、被収用地権者の半農半Xの生活基盤が壊される事
態に至っている。」との主張については、仮にこれらの行為により損害が発生し
ていたとしても、金銭賠償による補填や、給水溝等の再設置及び土砂の撤去とい
った原状回復を行うことも可能であることから、重大な損害を避けるために緊急
の必要があるとは認められない。

したがって、本件判決の執行停止を求める本件申立てには理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

令和5年8月31日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

